

日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減について

九州部会提出

米軍基地を抱える沖縄県は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を長年抱えている。

戦後 77 年を経た今もなお、国土面積のわずか 0.6%に過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約 70%が過度に集中し、米軍による事件・事故が繰り返されている。1972 年に沖縄が日本復帰して以降、在沖米軍基地から派生する刑法犯摘発件数は累計で 6,109 件(沖縄県警まとめ、令和 3 年 12 月末現在)。そのうち殺人や強盗、強姦、放火など凶悪犯罪は 584 件となっている。

このような状況において、令和 4 年 12 月には、リバティー制度で飲酒を制限している時間帯にもかかわらず、酒に酔った在沖米海兵隊員が会社事務所に侵入し、社員に暴行を加え、傷害と建造物侵入の現行犯で逮捕された。

また、環境や人体に影響を及ぼす可能性が指摘されている高濃度の有機フッ素化合物が米軍基地周辺の井戸や地下水から検出されており、水源等の汚染が懸念されている。しかしながら、基地内の立ち入り調査ができず原因が特定できない為、汚染除去等適切な対応が困難な状況となっている。

今年、本土復帰から 50 年を経た今もなお、県内では米軍基地に起因する事件・事故が発生するたびに、多くの議会や自治体は厳重に抗議及び要請を行ってきたところであるが、一向に改善されず、事件・事故が繰り返される状況が続いている。

日米地位協定は 1960 年締結以降一度も改定されておらず、現状を考慮すると運用改善ではなく、より進んだ対応が必要と考える。

国においては、県民の生命・財産及び人権を守る立場から、「日米地位協定の抜本的な改定」及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、「在沖米軍基地の負担軽減」がなされるよう強く要望する。